

取引所為替証拠金取引規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と取引所為替証拠金取引の委託にかかる取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下「各取引規定」といいます。)に従うことに同意するものとします。

第1条(取引所為替証拠金取引)

1. 当社は、登録金融機関かつ株式会社東京金融取引所(以下「取引所」といいます。)の取引参加者として、取引所における取引所為替証拠金取引(以下「証拠金取引」といいます。)の受託業務およびそれに関連する業務を行います。
2. お客さまは、証拠金取引を開始するにあたっては、あらかじめ、当社に為替証拠金取引口座設定約諾書(以下「口座設定約諾書」といいます。)を差入れのうえ、取引所為替証拠金取引口座(以下「証拠金口座」といいます。)を開設するものとします。
3. お客さまは、口座設定約諾書、取引所為替証拠金取引説明書および本規定の内容を承諾し、また本取引の仕組みおよびリスクを十分に理解して、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。
4. お客さまおよび当社は、金融商品取引法その他の関係法令および諸規則等を遵守するものとします。

第2条(証拠金口座の開設)

お客さまは、以下の要件をすべて満たす場合に証拠金口座の開設の申込みができるものとし、当社が承諾した場合に限り、証拠金口座を開設できるものとします。

当社は、証拠金口座の開設を承諾しない場合でも、その理由を開示しません。

なお、証拠金口座の開設は、個人、事業者とも一口座とさせていただきます。

- (1) 当社に代表口座円普通預金を開設し、お客さまの届出事項が正確に登録されていること
- (2) 日本国内に居住する満 18 歳以上かつ満 80 歳未満の行為能力を有する個人、または日本国内に本店もしくは支店が登記されている事業者であること
- (3) 本規定その他の当社の定める本取引に関する取決めに同意すること
- (4) 本取引の仕組みおよびリスクを十分に理解し、自己の責任と判断において本取引を行えること
- (5) インターネットを利用できること
- (6) 当社からお客さまに対して、電子メールおよび電話で連絡が常時とれること
- (7) 当社が定める取引基準を満たすこと
- (8) その他当社が必要と定める要件

第3条(証拠金取引の開始)

1. お客さまは当社インターネットバンキングを利用してのみ、当社に証拠金取引の委託(以下「注文」といいます。)を行うことができるものとします。システム障害等により当社インターネットバンキングを利用した取引ができない場合を含めて、当社テレフォンバンキング・電子メール等による注文受付は行いません。
2. お客さまは、新規の注文に際しては、あらかじめ、当社所定の方法により、お客さまの証拠金口座に第12条で定める金額以上の為替取引証拠金を預託するものとします。

第4条(通貨および注文の種類)

証拠金取引の通貨および注文の種類は、当社が別途定めるものとします。

第5条(取引時間)

1. お客様が本取引を行うことができる時間は、当社が別途定めるものとします。
2. 証拠金取引は取引所所定の開場時間に約定するものとし、本規定において、開場時間の開始時刻から終了時刻までを1取引日とします。

第6条(注文および注文の有効期限)

1. お客様は、注文の都度、次の事項を、当社 WEB サイトに入力することにより、当社に明示します。
 - (1) 通貨の種類
 - (2) 注文の種類
 - (3) 売付または買付の別
 - (4) 執行条件(指値、成行、トリガ)
 - (5) 価格(執行条件が成行の場合を除く)
 - (6) 数量
 - (7) 注文の有効期限(執行条件が成行の場合を除く)
2. 注文の有効期限は、当社が別途定めるものとします。
3. 当社は、第12条に定める金額以上の為替取引証拠金の預託がない場合には、新規の注文を受付けません。

第7条(数量の範囲)

お客様が当社に注文することのできる数量は、お客様の為替取引証拠金の額およびお客様の計算による未決済の建玉(以下「保有ポジション」といいます。)に応じた当社の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られるものとします。

第8条(注文の執行)

1. 当社は、お客様の注文を受けて、お客様の計算において、当社の名前で取引所で当該注文を執行します。
2. 前項にかかわらず、お客様の注文の内容が口座設定約諾書および本規定を含む当社の定める本取引に関する取決めに違反する場合、当社は、当該注文の執行を行わないものとします。

第9条(注文の取消・変更)

1. お客様は、注文の取消・変更を行う場合は、証拠金取引成立前かつ当社が定める範囲内に限り、当社インターネットバンキングを利用して、当該取消・変更ができるものとします。システム障害等により当社インターネットバンキングを利用した取引ができない場合を含めて、当社テレフォンバンキング・電子メール等による注文の取消・変更の受付は行いません。
2. 当社は、第13条第1項に定める保有ポジションの評価により、お客様の証拠金取引成立前の注文について、第12条に定める金額の為替取引証拠金の預託がないこととなった場合には、当該注文を取消します。
3. 当社は、システムの保守等によりやむをえないと当社が認めるときは、お客様に事前に通知をすることにより、お客様の証拠金取引成立前の注文について、当該注文を取消することができるものとします。

第10条(為替レート、スワップポイント)

証拠金取引に係わる為替レートおよびスワップポイントは、取引所が提示する為替レートおよびスワップポイントを適用するものとします。

第11条(取引手数料)

1. 証拠金取引が成立した場合、お客さまは、別途定める取引手数料を、お客さまの証拠金口座より、当社所定の方法で当社に支払うものとします。
2. 当社は、お客さまに事前に通知することなく取引手数料を変更することがあります。この場合には、変更日および変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知します。

第12条(必要証拠金)

1. 当社は、新規注文の発注および保有ポジションの保有中に必要となる為替取引証拠金(以下「必要証拠金」といいます。)の額を定め、当社 WEB サイト上に掲示することにより告知します。
2. 当社は、お客さまに事前に通知することなく必要証拠金の額を変更することがあります。この場合には、変更日および変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知します。当社が必要証拠金の額を変更したときは、お客さまがすでに保有する保有ポジションに対しても、変更後の必要証拠金を適用するものとします。

第13条(為替取引証拠金の追加差入れ)

1. 当社は、お客さまの保有ポジションを、取引所が定める時間、為替レート、スワップポイントにより評価し、お客さまが証拠金口座に預託している為替取引証拠金の金額と評価損益、スワップポイントおよび決済損益の各相当額との合計金額が、取引所が定める証拠金基準額を下回ったことにより、為替取引証拠金に不足が生じた場合、当社は、本取引システム上に、不足が発生した旨および当該不足額を通知します。
2. お客さまは、前項の不足が生じた取引日(以下本項および次項において「当取引日」といいます。)の当社が定める時間までに、当該不足額と未払手数料の合計額以上の金額を、当社の定める方法により証拠金口座へ追加預託するものとします。お客さまが当該追加預託を行わない場合、お客さまは当取引日の当社が定める時間までに、お客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを行うものとします。
3. 前項に定めた追加預託または転売もしくは買戻しを当取引日の当社が定める時間に確認できない場合、当社は、お客さまに事前に通知することなく、お客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行うことができるものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 前項による決済の結果、預託額を超える損失が発生し、お客さまがこの損失を当社に支払う義務が生じた場合には、当社は、この損失額と、お客さまの当社に対する預金その他の債権とをいつでも相殺できるものとします。なお、これにより生じた損害については当社は責任を負いません。
5. 前項により相殺する場合、外国為替相場については当社の相殺実行時の相場を適用するものとします。
6. 本条第4項の相殺後においてもお客さまの当社に対する債務が存在する場合には、お客さまは当社に対し、その額を当社所定の方法により直ちに支払うものとします。
7. 為替取引証拠金の追加預託の可否およびその金額の確認は、お客さまが当社 WEB サイトを利用することによって自ら行うものとします。

第14条(ロスカットルール)

1. 外国為替相場の変動等により、お客さまの保有ポジションの評価状況が当社が定める基準（以下「ロスカット条件」といいます。）に該当した場合、お客さまの損失を限定することを目的として、当社は、お客さまに通知することなく、直ちにすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行うものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 前項による決済の結果、預託額を超える損失が発生し、お客さまがこの損失を当社に支払う義務が生じた場合には、第13条第4項ないし第6項と同様とします。当社は、ロスカット条件を当社の判断によって変更できるものとします。

第15条(遅延損害金の支払)

お客さまが本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日(当該日を含みます。)より履行の日(当該日を含みます。)まで、取引所の定める率による遅延損害金を支払うものとします。

第16条(取引内容の確認)

お客さまは、本取引にかかる取引内容等について、当社WEBサイトにより取引の都度速やかに確認するものとします。また、お客さまは、当社が本取引にかかる取引報告書等を当社WEBサイトによる電子交付により行い、書面による送付は行わないことに同意するものとします。ただし、当社が当該取引報告書等の書面での交付を必要と判断した場合、当社所定の時期および手続きにより当該書面を送付するものとします。

第17条(解約)

1. 証拠金口座を解約する場合には、当社所定の方法により申出てください。
2. 銀行取引規定第19条第3項の規定にもとづき本取引を停止する場合には、当社はお客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行い、証拠金口座を解約することができるものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。またその決済の結果、残債務が生じた場合には、お客さまは当社にその額に相当する金銭を当社所定の方法により直ちに支払うものとします。

第18条(差押等)

1. お客さまの当社への預金に対して仮差押または差押の命令(以下「差押命令等」といいます。)が当社に発送された場合、当社は口座設定約諾書第5条第1項第3号、同第6条および同第7条に基づき、当社所定の方法により処理するものとします。
2. お客さまの為替証拠金に対して差押命令等が当社に発送された場合、当社は口座設定約諾書第6条第1項に基づき、お客さまのすべての保有ポジションを決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまの計算において任意に行うものとします。

第19条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第20条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

以上